

特殊車両通行ガイドマップ

重さ指定道路 / 高さ指定道路



平成19年9月

国土交通省東北地方整備局

大きな車、重量のある車を通行させる場合は許可が必要です。

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなって、道路が壊される事故が増えています。狭い道路に大型車を通行させ、歩行者や他の交通の妨げにならないよう、道路を通行する車両の大きさや重さを制限しています。

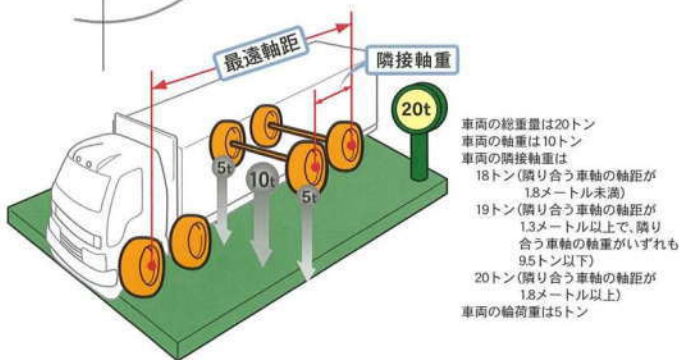
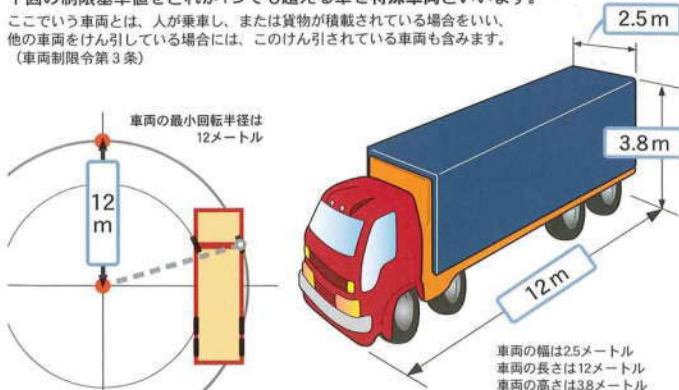
この一定の大きさや重さを超える車を特殊車両と呼びます。特殊車両を通行させるときは、道路管理者の通行許可を受けるように、道路法で定められています。

特殊車両とは

下図の制限基準値をどれか1つでも超える車を特殊車両といいます。

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合をいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両も含まれます。

(車両制限令第3条)



ただし、高速自動車国道または道路管理者が指定した道路(重さ指定道路)を通行する車両の総重量は以下のとおりです。また、道路管理者が道路の構造の安全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路(高さ指定道路)を通行する車両の高さは4.1m以下となります。

総重量	最遠軸距、長さ
20トン	5.5メートル未満
22トン	5.5メートル以上7メートル未満で、貨物が積載されていない状態で長さが9メートル以上の場合、9メートル未満は20トン
25トン	7メートル以上で、貨物が積載されていない状態で長さが11メートル以上の場合、9メートル未満20トン、9-11メートルは22トン

なお、セミトレーラ連結車とフルトレーラ連結車については、右表のように一般的制限値に特例が設けられています。長さの特例(車両制限令第3条第3項)

連結車種	道路種別	高速自動車国道
セミトレーラ連結車		16.5メートル
フルトレーラ連結車		18.0メートル

新規格車

「新規格車が自由に走行できる道路」とは、高速自動車国道及び道路管理者が指定した道路のことです。

車両の総重量	単車	最大25t
車両の最遠軸距に応じて	連結車	最大26t
長さ		12.0m以内
幅		2.5m以内
高さ		3.8m以内
最小回転半径		12.0m以内

以上の条件を満たす車両をいいます。

指定道路であることを示す標識

指定道路について、迂回が必要な区間など特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。ただし、指定道路は官報による公示が前提ですので、指定道路であっても、標識を設置しない場合もあります。

走行している道路が指定道路であることを示す標識		分岐点において指定道路の方向を示す標識	
重さ指定道路	高さ指定道路	重さ指定道路	高さ指定道路

指定道路を表示する案内標識に付随し、指定道路の始点・終点を表示する補助標識

始点

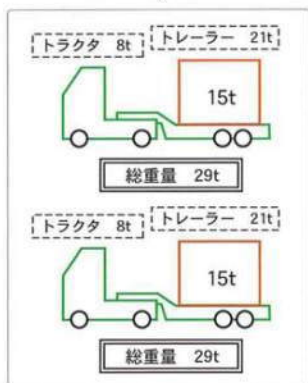
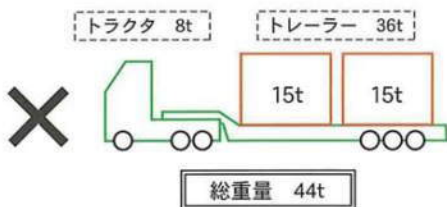
終点

平成15年度に車両総重量及び車高の規制が緩和

【車両総重量】

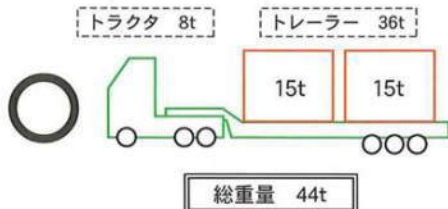
【従来】

総重量が44tとなる（許可限度重量30～38t程度を超える）ような分割可能貨物（バラ積）は分割して運搬する必要がありました。

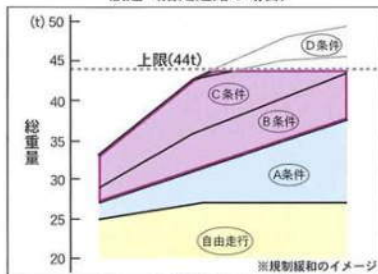


【見直し後】

車両の大きさに応じて徐行等の一定の条件内であれば（44tを上限）運搬可能となりました。ただし申請経路に橋梁重量制限等の条件がある場合は、この限りではありません。



一般道（指定道路の場合）



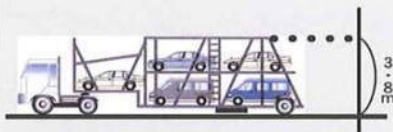
重量に関する通行条件

	内 容
A	条件を付さない（自由走行）
B	徐行及び進行禁止
C	徐行、進行禁止、前後に誘導車を配置
D	徐行、進行禁止、前後に誘導車を配置かつ2車線内に他車両が通行しない状態を確保

【車高】

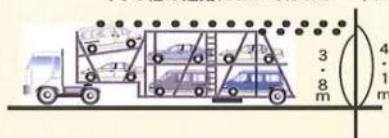
従来

車両の高さの最高限度（自由走行可能）は3.8メートル



見直し後

道路管理者が指定した道路について、道路管理者が定める通行方法を遵守する車両の高さの最高限度は4.1メートル（その他の道路については3.8メートル）



※イメージ図は自動車運搬する車両の場合

ただし、長さ12メートル、幅2.5メートル、総重量20トンを超える車両は別途特殊車両通行許可が必要で。

通行許可申請

特殊な車両を通行させようとするときには、道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。
(道路法第47条の2第1項)

●申請先は

- ①出発地から目的地まで同一の道路管理者の道路を通行するときには、その管理者の窓口申請してください。
- ②国土交通省が管理する一般国道と都道府県が管理する主要地方道などのように申請経路が2以上の道路管理者にまたがるときには、どちらかの管理者の窓口申請すればよいことになっています。
*指定市以外の市町村では受付をしておりません。
- ③新規格車の通行許可の申請は、申請経路にあたる道路を管理している管理者の窓口にてください。

●申請手続きには次の書類が必要です。

書類名	作成部数
特殊車両通行許可申請書	1部
車両の諸元に関する説明書	2部
通行経路表	2部
通行経路図	2部+申請車両数
自動車検査証の写し	1部
車両内訳書	2部+申請車両数

■普通申請と包括申請

車両が1台の申請を普通申請、2台以上で、車種・通行経路・積載貨物・期間が同一の申請を包括申請という。

■通行期間を延長したいとき(更新申請)

申請時と同じ窓口申請するときは申請書のみ提出でよい。別の窓口では左記書類一式が必要。

■申請内容を変更したいとき(変更申請)

申請と同じ窓口では、変更したい書類のみの提出でよい。別の窓口では左記書類一式が必要。

■往復または片道で申請したいとき

許可申請書、通行区分欄の往復(または片道)を○で囲む。

●往路と復路で車両の状態が異なるとき(積車状態または空車状態)の申請

■往路、復路とも一つの申請とする場合

往路、復路とも積車状態で審査され、通行条件が付されて許可される。

■積車状態と空車状態を区別する場合

積車状態と空車状態を別々に申請する。この場合は両方の許可証を車両に携帯する。

●申請書の提出は

オンライン申請による方法と窓口へ直接出向いて申請する方法があります。

許可条件を守ってください

通行の許可を受けて通行するときには、次の事項を守ってください。
(道路法第47条の2第6項)

●書類の携帯

許可証、条件書、経路図(複製)(包括申請の場合には、車両内訳書)

●許可条件

許可条件に明記されている①期間②経路③時間を遵守すること。

●通行条件

橋、トンネル等での徐行、誘導車の配置等が義務づけられているときには、必ずその措置をとること。

●道路状況

出発前に、道路管理者または(財)日本道路交通情報センターに、許可された道路の状況を確認すること。

●事故のとき

万が一、事故のときには直ちに応急措置をとり、道路管理者に報告すること。

罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監理員の命令に違反した場合は、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも、同じように科せられます。

- ①車両の通行が禁止または制限されている場合は、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は
・ 6箇月以下の懲役または30万円の罰金（道路法第101条第4項）
- ②道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者は
・ 6箇月以下の懲役または30万円の罰金（道路法第101条第5項）
- ③車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は
・ 100万円以下の罰金（道路法第102条第1項）
- ④特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は
・ 100万円以下の罰金（道路法第102条第2項）
- ⑤車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は
・ 50万円以下の罰金（道路法第103条）

許可証をなくした場合

許可証をなくした場合

許可を得た道路管理者に許可証の再交付を申請（許可証再交付申請書）し、再交付を受けてください。

許可証を汚した場合

許可証を汚したり、傷めた場合には「許可証再交付申請書」の提出時に現許可証を添付してください。

手数料

通行経路が2以上の道路管理者にまたがるときは、申請書が受け付けられた時点で手数料が必要です。（関係する道路管理者への協議等の経費で、実費を勘案して定められています。）その額は、国の機関の窓口では200円（1経路）、県の窓口では、条令によって多少異なります。（道路法第47条の2第3項、第4項）

手数料の計算方法は原則として、

申請車両台数 × 通行経路数 × 200円 として求めています。

車両台数は、車両内訳書に記載された台数としています。

7ルートを申請する場合

7ルートを往復申請すると、申請経路数は14経路として扱われます。

手数料は次のように計算します

申請車両台数が1台のとき

1台 × 14経路 × 200円 = 2,800円

申請車両台数が25台のとき

25台 × 14経路 × 200円 = 70,000円

なお、片道申請の場合、申請経路は7経路として扱われます。

通行許可の申請及び詳しいお問い合わせ先

国土交通省青森河川国道事務所 道路管理第一課 〒030-0822 青森市中央3-20-38	017-734-4573
国土交通省岩手河川国道事務所 道路管理第一課 〒020-0066 盛岡市上田4-2-2	019-624-3289
国土交通省三陸国道事務所 管理課 〒027-0029 宮古市藤の川4-1	0193-71-1717
国土交通省仙台河川国道事務所 道路管理第一課 〒982-8566 仙台市太白区郡山5-6-6	022-248-4131
国土交通省秋田河川国道事務所 道路管理第一課 〒010-0951 秋田市山王1-10-29	018-864-2291
国土交通省湯沢河川国道事務所 道路管理課 〒012-0862 湯沢市関口字上寺沢64-2	0183-73-5350
国土交通省能代河川国道事務所 道路管理課 〒016-0121 能代市鯉淵字一本柳97-1	0185-70-1001
国土交通省山形河川国道事務所 道路管理第一課 〒990-9580 山形市成沢西4-3-55	023-688-8421
国土交通省酒田河川国道事務所 道路管理課 〒998-0011 酒田市上安町1-2-1	0234-27-3498
国土交通省福島河川国道事務所 道路管理第一課 〒960-8584 福島市黒岩字榎平36	024-546-4331
国土交通省郡山国道事務所 管理課 〒963-0111 郡山市安積町荒井字文部内28-1	024-946-0333
国土交通省磐城国道事務所 管理課 〒970-8026 いわき市平字五色町8-1	0246-23-2211

※申請・問い合わせは、各自治体等でも受け付けています。(詳細は各自治体等にお確かめ下さい)

申請書、付属書類等の取扱い窓口

(社)東北建設協会	〒980-0871	仙台市青葉区八幡1-4-16	022-268-4192
青森支所	〒030-0822	青森市中央4-12-6	017-734-7754
岩手支所	〒020-0114	盛岡市高松2-11-1	019-662-7010
仙台支所	〒982-0003	仙台市太白区郡山5-14-13	022-247-0577
秋田支所	〒010-0951	秋田市山王4-4-31	018-823-3148
山形支所	〒990-2339	山形市成沢西4-2-3	023-688-8044
酒田事業所	〒998-0012	酒田市下安町17-8 丸高下安テナントビル1F	0234-26-1130
福島支所	〒960-8153	福島市黒岩字八郎内5-2	024-545-4371
(社)青森県トラック協会	〒030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000
(社)秋田県トラック協会	〒010-0975	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331
(社)山形県トラック協会	〒990-0071	山形市流通センター4-1-20	023-633-2332
(社)福島県自家用自動車協会 郡山支部	〒963-8833	郡山市香久池2-16-6 大東ビル内	024-922-1567
(社)福島県トラック協会 いわき支部	〒971-8101	いわき市小名浜島字館下19-1	0246-58-8223

日本道路交通情報センター

東北・宮城情報	022-225-7711	山形情報	023-631-3335
青森情報	017-777-5555	福島情報	024-535-3421
岩手情報	019-624-2100	東北高速情報	022-226-0626
秋田情報	018-862-7744	全国共通ダイヤル	0570-011011